

縄文杉に至る大株歩道周辺の自然植生(全体構想P67)

修正前 (平成 22 年 11 月 29 日版)	修正案
<p>&lt;大株歩道の周回ルートについて&gt; 往復ルートであるために生じている登山者の踏み込み等による植生の影響や登山道の混雑回避等のために、大株歩道の周回化の是非について協議を進めたい。</p> <p>&lt;利用調整及び行為規制の概要&gt;</p> <p>①目指すべき姿 利用者が歩道周辺のヤクスギ林やコケ類を含む自然植生や、沢、渓谷などの水環境の保全に配慮し、混雑感ができる限り解消された中で、ゆったりと自然の雄大さや自然と人との関わり等について、体験できること。</p> <p>②利用調整区域 大株歩道入り口から高塚小屋手前までの登山道（大株歩道）及び歩道中央部から両側 2m に含まれる範囲（自然観察道を含み高塚小屋は含まない。）</p> <p>③利用調整期間 3月1日～11月30日</p> <p>④対象者 利用調整区間を通過するすべての利用者</p> <p>⑤立ち入り人数の上限 a. 日帰り利用者 360 人 b. 宿泊利用者 60 人</p> <p><u>※ 平成 23 年は、予約システムの開発及び普及期間として位置付け、利用調整は行わない。</u> <u>平成 24 年は、観光事業者の制度順応期間及び激変緩和措置として、3 連休以上の連休（最終日を含まない）時には、利用者の人数を暫定的に 420 人 + 200 人とする。</u> <u>平成 25 年 3 月からは、420 人での利用調整とする。</u> <u>ただし、学生による研修や教育を目的とした旅行については、別途屋久島町が調整できるものとする。</u></p> <p><u>※ 昔から島民（猟師・木樵・炭焼きなど）にとって、年 3 回（旧暦 1 月 16 日、旧暦 5 月 16 日、旧暦 9 月 16 日）は山の神を祀る日であり、その日は山での災害を防ぐため山に入ることを禁じられていました。このため、利用調整期間中の旧暦 5 月 16 日及び旧暦 9 月 16 日は立ち入らないこととする。</u></p> <p>⑥立ち入りの承認を要しない行為 ・ 非常災害のために必要な応急措置及び通常管理行為を行うために立ち入る場合。 ・ エコツアーリズム推進法施行規則第 7 条に掲げる各種行為を行うために立ち入る場合（農林水産業を営むために必要な行為、枯損した木竹又は危険な木竹を伐採する等）。</p> <p>⑦行為規制 ・ サルやシカ等の野生動物に餌を与えること ・ 飼養動物（盲導犬・介助犬・聴導犬を除く）を連れて行くこと</p>	<p>&lt;大株歩道の周回ルートについて&gt; 往復ルートであるために生じている登山者の踏み込み等による植生の影響や登山道の混雑回避等のために、大株歩道の周回化の是非について協議を進めたい。</p> <p>&lt;利用調整及び行為規制の概要&gt;</p> <p>①目指すべき姿 利用者が歩道周辺のヤクスギ林やコケ類を含む自然植生や、沢、渓谷などの水環境の保全に配慮し、混雑感ができる限り解消された中で、ゆったりと自然の雄大さや自然と人との関わり等について、体験できること。</p> <p>②利用調整区域 大株歩道入り口から高塚小屋手前までの登山道（大株歩道）及び歩道中央部から両側 2m に含まれる範囲（自然観察道を含み高塚小屋は含まない。）</p> <p>③利用調整期間 3月1日～11月30日</p> <p>④対象者 利用調整区間を通過するすべての利用者</p> <p>④立ち入り人数の上限 ア. 平成 24 年 a. 日帰り利用者 360 人（3 連休以上の連休（最終日を含まない）時のみ 560 人） b. 宿泊利用者 60 人 イ. 平成 25 年以降 a. 日帰り利用者 360 人 b. 宿泊利用者 60 人</p> <p><u>※ 平成 23 年は、予約システムの開発及び普及期間として位置付け、利用調整は行わない。</u> <u>平成 24 年は、観光事業者の制度順応期間及び激変緩和措置として、3 連休以上の連休（最終日を含まない）時には、利用者の人数を暫定的に 420 人 + 200 人とする。</u> <u>平成 25 年 3 月からは、420 人での利用調整とする。</u> <u>ただし、学生による研修や教育を目的とした旅行については、別途屋久島町が調整できるものとする。</u></p> <p><u>※ 昔から島民（猟師・木樵・炭焼きなど）にとって、年 3 回（旧暦 1 月 16 日、旧暦 5 月 16 日、旧暦 9 月 16 日）は山の神を祀る日であり、その日は山での災害を防ぐため山に入ることを禁じられていました。このため、利用調整期間中の旧暦 5 月 16 日及び旧暦 9 月 16 日は立ち入らないこととする。</u></p> <p><u>※ 立ち入りの承認に関する審査基準は別途条例で定める。</u></p> <p>⑤立ち入りの承認を要しない行為 ・ 非常災害のために必要な応急措置及び通常管理行為を行うために立ち入る場合。 ・ エコツアーリズム推進法施行規則第 7 条に掲げる各種行為を行うために立ち入る場合（農林水産業を営むために必要な行為、枯損した木竹又は危険な木竹を伐採する等）。</p> <p>⑥行為規制 ・ サルやシカ等の野生動物に餌を与えること ・ 飼養動物（盲導犬・介助犬・聴導犬を除く）を連れて行くこと</p>

永田浜のウミガメ (全体構想P70)

修正前 (平成 22 年 11 月 29 日版)	修正案
<p>&lt;利用調整及び行為規制の概要&gt;</p> <p>①目指すべき姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北太平洋最大のウミガメ上陸地である永田浜におけるウミガメの産卵ふ化環境が適切に保全されること。</li> <li>地元の永田集落における人とウミガメのつながりの長い歴史と経験を活かした適正な利用が実現すること。</li> </ul> <p>②利用調整区域 特定自然観光資源「永田浜のウミガメ」の全指定区域</p> <p>③利用調整期間 5月1日～8月31日 午後8時～翌日の午前5時</p> <p>④対象者 <u>期間内に永田浜を訪れる全ての者</u></p> <p>⑤立ち入り人数の上限</p> <p>a. 5月1日～14日：<u>立ち入りを認めない</u></p> <p>b. 5月15日～7月31日：<u>80人/1日</u> ウミガメ産卵観察</p> <p>c. 8月1日～8月31日：<u>120人/1日</u> 子亀の放流体験</p> <p>※ <u>ただし、修学旅行など環境学習を目的とした団体については、上記人数に関わらず、1日1団体のみ受け入れ可能とする。この場合、観察利用にあたっては、ウミガメへの影響がないように、適正な体制の下、特段の配慮を払うものとする。</u></p> <p>※ <u>平成 23 年は、予約システムの開発及び普及期間として位置付け、利用調整は行わず、平成 24 年から実施予定とする。</u></p> <p>⑥利用条件 永田浜ウミガメ保全協議会が開催する観察会等に参加すること。</p> <p>⑦立ち入りの承認を要しない行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常災害のために必要な応急措置及び通常管理行為を行うために立ち入る場合。</li> <li>エコツーリズム推進法施行規則第7条に掲げる各種行為を行うために立ち入る場合 (法令の規定による自然環境の保全のための事業を行うこと等)。</li> </ul> <p>⑧行為規制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>懐中電灯等照明器具を使用すること (利用調整期間中に限る)。</li> <li>カメラ等によりフラッシュ撮影を行うこと (利用調整期間中に限る)。</li> </ul>	<p>&lt;利用調整及び行為規制の概要&gt;</p> <p>①目指すべき姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北太平洋最大のウミガメ上陸地である永田浜におけるウミガメの産卵ふ化環境が適切に保全されること。</li> <li>地元の永田集落における人とウミガメのつながりの長い歴史と経験を活かした適正な利用が実現すること。</li> </ul> <p>②利用調整区域 特定自然観光資源「永田浜のウミガメ」の全指定区域</p> <p>③利用調整期間 5月1日～8月31日 午後8時～翌日の午前5時</p> <p>④対象者 <u>期間内に永田浜を訪れる全ての者</u></p> <p>④立ち入り人数の上限 (利用調整期間全体の上限) 13,860 人 (一日当たりの上限)</p> <p>5月1日～14日 <u>0人/日</u></p> <p>5月15日～7月31日 <u>130人/日</u></p> <p>8月1日～8月31日 <u>120人/日</u></p> <p><del>※ <u>ただし、修学旅行など環境学習を目的とした団体については、上記人数に関わらず、1日1団体のみ受け入れ可能とする。この場合、観察利用にあたっては、ウミガメへの影響がないように、適正な体制の下、特段の配慮を払うものとする。</u></del></p> <p><del>※ <u>平成 23 年は、予約システムの開発及び普及期間として位置付け、利用調整は行わず、平成 24 年から実施予定とする。</u></del></p> <p>※ <u>立ち入りの承認に関する審査基準は別途条例で定める。</u> <u>なお、ウミガメが産卵場所を探す時期である5月1日から5月14日については、立ち入りによってウミガメの産卵率、子ガメのふ化率減少などの影響が出るおそれがあり、自然観光資源としての資質が損なわれるおそれがあるため1日の立ち入り上限人数を0人とする。</u></p> <p>⑤利用条件 永田浜ウミガメ保全協議会が開催する観察会等に参加すること。</p> <p>⑥立ち入りの承認を要しない行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常災害のために必要な応急措置及び通常管理行為を行うために立ち入る場合。</li> <li>エコツーリズム推進法施行規則第7条に掲げる各種行為を行うために立ち入る場合 (法令の規定による自然環境の保全のための事業を行うこと等)。</li> </ul> <p>⑦行為規制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>懐中電灯等照明器具を使用すること (利用調整期間中に限る)。</li> <li>カメラ等によりフラッシュ撮影を行うこと (利用調整期間中に限る)。</li> </ul>

西部地域の生態系及び歴史的資源（全体構想P73）

修正前（平成22年11月29日版）	修正案
<p>＜利用調整及び行為規制の概要＞</p> <p>①目指すべき姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用施設等の整備がなされずに、そのままの自然環境が適切に保全されること。</li> <li>限定した利用のなかで、屋久島の自然の価値及び自然と人との関わりの歴史を直接観察し、体感し、学ぶことができる最適の資源として活用されること。</li> </ul> <p>②利用調整区域 特定自然観光資源「西部地域の生態系及び歴史的資源」の全指定区域</p> <p>③利用調整期間 通年</p> <p>④対象者 観光客、営業活動により利用するガイド（釣り客、研究者、屋久島町民（利用ガイドを除く）を除く）</p> <p>⑤立ち入り人数の上限 ※ガイドを含む人数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 半山地区：25人／1日（1団体7人まで）※</li> <li>b. 川原地区：25人／1日（1団体7人まで）※</li> </ul> <p>※ 平成24年3月1日から実施予定とする。</p> <p>⑥利用条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>営業活動により立ち入るガイドについては、「西部地域利用ガイド」の認定を受けた者に限る。</li> <li>観光客は「西部地域利用ガイド」に同行する者に限る。</li> </ul> <p>⑦立ち入りの承認を要しない行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常災害のために必要な応急措置及び通常管理行為を行うために立ち入る場合。</li> <li>エコツーリズム推進法施行規則第7条に掲げる各種行為を行うために立ち入る場合（枯損した木竹又は危険な木竹を伐採する、法令の規定による自然環境の保全のための事業を行うこと等）。</li> </ul> <p>⑧西部地域利用ガイド認定制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>西部地域の自然環境の価値や人との関わりの歴史を正しく理解し、その保全に取り組み、持続可能な方法で訪れる方々へそれらの大切さを伝えるガイドを認定するもの。</li> <li>認定を受けるには、まず「屋久島登録ガイド」であることが条件であり、加えて、西部地域に関する講習を受講し、試験に合格することを必要とする。</li> <li>西部地域利用ガイドの遵守事項として、毎年一定回数以上の環境保全活動への参加や研究者による現地講習会への出席を定める。</li> </ul> <p>⑨モニタリング 利用ガイドに利用時のモニタリング調査を義務づけ、年1回程度その結果を分析し、研究者との意見交換を行い、必要に応じて利用調整内容を見直す。</p> <p>⑩行為規制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サルやシカ等の野生動物に餌を与えること</li> <li>林内に飼養動物（盲導犬・介助犬・聴導犬・猟犬を除く）を連れていくこと</li> <li>住居跡地等に所在する産業・生活遺跡に属するもの（食器、林業器具等）を持ち去ること</li> <li>決められた区域以外に立ち入ること</li> </ul>	<p>＜利用調整及び行為規制の概要＞</p> <p>①目指すべき姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用施設等の整備がなされずに、そのままの自然環境が適切に保全されること。</li> <li>限定した利用のなかで、屋久島の自然の価値及び自然と人との関わりの歴史を直接観察し、体感し、学ぶことができる最適の資源として活用されること。</li> </ul> <p>②利用調整区域 特定自然観光資源「西部地域の生態系及び歴史的資源」の全指定区域</p> <p>③利用調整期間 通年</p> <p><del>④対象者</del> <del>観光客、営業活動により利用するガイド</del> <del>（釣り客、研究者、屋久島町民（利用ガイドを除く）を除く）</del></p> <p>④立ち入り人数の上限 <del>※ガイドを含む人数</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 半山地区：25人／1日（1団体7人まで）※</li> <li>b. 川原地区：25人／1日（1団体7人まで）※</li> </ul> <p><del>※ 平成24年3月1日から実施予定とする。</del></p> <p>※ 立ち入りの承認に関する審査基準は別途条例で定める。</p> <p>⑤利用条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>営業活動により立ち入るガイドについては、「西部地域利用ガイド」の認定を受けた者に限る。</li> <li>観光客は「西部地域利用ガイド」に同行する者に限る。</li> </ul> <p>⑥立ち入りの承認を要しない行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常災害のために必要な応急措置及び通常管理行為を行うために立ち入る場合。</li> <li>エコツーリズム推進法施行規則第7条に掲げる各種行為を行うために立ち入る場合（枯損した木竹又は危険な木竹を伐採する、法令の規定による自然環境の保全のための事業を行うこと等）。</li> </ul> <p>⑦西部地域利用ガイド認定制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>西部地域の自然環境の価値や人との関わりの歴史を正しく理解し、その保全に取り組み、持続可能な方法で訪れる方々へそれらの大切さを伝えるガイドを認定するもの。</li> <li>認定を受けるには、まず「屋久島登録ガイド」であることが条件であり、加えて、西部地域に関する講習を受講し、試験に合格することを必要とする。</li> <li>西部地域利用ガイドの遵守事項として、毎年一定回数以上の環境保全活動への参加や研究者による現地講習会への出席を定める。</li> </ul> <p>⑧モニタリング 利用ガイドに利用時のモニタリング調査を義務づけ、年1回程度その結果を分析し、研究者との意見交換を行い、必要に応じて利用調整内容を見直す。</p> <p>⑨行為規制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サルやシカ等の野生動物に餌を与えること</li> <li>林内に飼養動物（盲導犬・介助犬・聴導犬・猟犬を除く）を連れていくこと</li> <li>住居跡地等に所在する産業・生活遺跡に属するもの（食器、林業器具等）を持ち去ること</li> <li>決められた区域以外に立ち入ること</li> </ul>